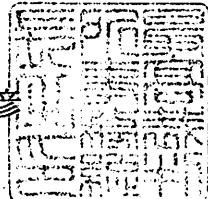


令和元年 8月 29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件開示対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成31年4月23日付け司法行政文書開示請求書のとおり

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年6月25日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示対象文書の不開示部分には、裁判所法による警察官の派出要求について、具体的な派出要求の方法に関する事項が記載されており、これらの情報を公にすると、警察官の派出要求を行うにあたって裁判所が採りうる手段をあらかじめ知らせる結果となり、裁判所庁舎及び法廷などの公共の安全

と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある上、裁判所の警備事務に対する妨害を容易にして当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第4号及び第6号に規定する不開示情報に相当する。

イ したがって、原判断は相当である。